令和7年度特定健診受診率向上支援事業に係る委託業務公募型プロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、特定健診受診率向上支援事業に係る委託業務において、企画提案書を 比較検討し、委託先を決定するために行う公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」と いう。)の実施に際して必要な事項を定める。

(業務の内容)

- 第2条 鳥取県(以下「県」という。)は、特定健診受診率向上支援事業を効率的かつ効果 的に実施するため、専門的な知見を有する民間事業者等にこの事業の実施に係る業務を 季託する
- 2 業務の内容は、実施要領別紙1「業務委託仕様書」による。

(事業実施目的)

第3条 本県市町村国保の特定健康診査受診率の現状に鑑み、効果的な受診勧奨施策を実施し、特定健康診査の受診率向上を図ることで、市町村国保加入者の健康増進に資することを目的とする。

(予算額)

第4条 予算額は、64,240,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)とする。

(季託期間)

第5条 委託期間は、契約締結日から令和8年3月25日までとする。

(参加資格要件)

- 第6条 本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者 とする。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 令和3年鳥取県告示第457号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

ア 「その他の委託等」の「健康診断・医療サービス」

イ 「その他の委託等」の「その他」

- (3) 本件調達の公告日から企画提案書提出日までの間のいずれの日においても、鳥取 県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3 条第1項の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 本件調達の公告日から企画提案書提出日までの間のいずれの日においても、会社 更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又 は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われ た者でないこと。
- (5) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(実施日程)

第7条 契約の締結に至るまでの手続及び時期は、次のとおりとする。

(1) 鳥取県ホームページ掲載(公募開始)令和7年2月20日(木)(2) 質問受付期限令和7年2月28日(金)

(3) 企画提案参加申込書の提出期限令和7年3月7日(金)(4) 企画提案書提出期限令和7年3月14日(金)

(5) 審査会開催(プレゼンテーション及び審査の実施) 令和7年3月24日(月)

(7) 契約締結等の協議及び見積の依頼 令和7年3月下旬

令和7年4月上旬

(参加申込)

- 第8条 本プロポーザルに参加を希望する者は、第1号に掲げる書類を第2号の提出期間 に第3号の提出方法により県に提出するものする。
 - (1) 提出書類

ア 企画提案参加申込書(様式第1号)

イ 添付書類

公募型プロポーザル参加資格確認書(様式第2号)

(2) 提出期間

令和7年2月20日(木)から同年3月7日(金)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵便による場合は、同日午後5時15分までに到着したものに限り受け付けることとする。

(3) 提出方法

持参又は郵便の方法により提出すること。ただし、郵便による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によることとする。

2 本プロポーザルへの参加は、前項の提出書類を期日までに提出した者に限ることとする。

(企画提案書の作成等)

第9条 企画提案書は、実施要領別紙2「企画提案書作成要領」に基づき作成の上、令和7年3月14日(金)までに持参又は郵便の方法により県に提出すること。

(審査会の設置)

- 第10条 企画提案等の順位を決定するため、鳥取県国民健康保険保健事業に係る委託業務 公募型プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置する。
- 2 審査会は、企画提案等の順位を審議し、決定するものとする。
- 3 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施するともに、審査員からの 質疑応答を行うこととする。

(プレゼンテーションの実施)

- 第 11 条 審査会において企画提案を審査するに当たっては、次のとおり提案者によるプレゼンテーションを実施することとする。
 - (1) 実施日

令和7年3月24日(月)時間は別途通知

(2) 場所

鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地 鳥取県庁第 2 庁舎 9 階第 21 会議室

(3) 参加条件

ア プレゼンテーションは、20 分以内(質疑を含む。)とすることとし、別途連絡する プレゼンテーションの実施日時の10分前までに控室(鳥取県庁第2庁舎9階第20 会議室)に集合すること。

イ プレゼンテーションで使用する資料は、提出期限までに県に提出された企画提案 書及びその添付書類とし、追加の資料は認めないこととする。

2 プレゼンテーションに参加しない提案者から提出された企画提案書は審査しないこととする。

(評価要領)

第12条 評価については、実施要領別紙3「委託業務評価要領」に基づいて行う。

(審査結果の通知、公表)

第13条 県は、審査結果を提案者全員に通知することとし、その概要を鳥取県ホームペー

ジで公表する。

(契約の締結)

- 第14条 前条により通知された最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、 見積書を徴して契約を締結する。
- 2 前項による協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含むこととし、協議が不調のときは、前条により順位付けられた上位の者から順に契約の 締結の協議を行う。

(企画提案書の取扱い)

第15条 企画提案書は、原則として返却しない。県に提出された書類は、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、企画提案者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しないものとする。

(暴力団の排除について)

第16条 契約の相手方(以下「受託者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に県が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照 会する場合がある。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為 を行ったと認められるとき。
- (ア)暴力団員を役員等(役員及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
- (イ)暴力団員を雇用すること。
- (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、 物品その他財産上の利益を与えること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ)暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務の下請等をさせること。

附則

この要領は、令和7年2月20日から施行し、契約の締結日をもって廃止する。